

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月9日認可した。

平成19年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）南下津地区
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）東川北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）栄地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）長池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下井地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）仁池西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道北二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）慢陀羅池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植田上地区